

令和4年第5回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和4年7月28日 午前9時00分～午前9時55分

2. 開催場所 土佐町保健福祉センター あじさいホール

3. 出席委員 (11名)

1 式地数一・2 秦泉寺博隆・3 藤尾建・5 窪内一雄・6 仁井田亮一郎

9 西村尚・10 細川盛次・11 近藤秀幸・12 西村美佐江・13 澤田順一・14 川村耕貴

4. 欠席委員 4 宮元務・7 西村園・8 和田勇・(3名)

5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 出島美穂

6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 非農地証明について

第4号議案 農業振興地域整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について

その他

7. 会議の次第

事務局：おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立には過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は和田勇委員の1名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後マイクを使って発言をお願いします。マイクを使わないと議事録が作成できません。ご協力をお願いします。それでは会長お願ひします。

会長：おはようございます。令和4年第5回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。9番西村尚委員、10番細川盛次委員の2名を指名致しますのでよろしくお願いします。

会長：続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条の許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可については町農業委員会が許可をだす権限を持ちます。今回は1件の申請がありました。

【申請内容の説明】

会長：細川委員から補足説明はありませんか。

細川委員：ありません。

会長：秦泉寺委員より補足説明はありませんか。

秦泉寺委員：ありません。

会長：他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により、本件は許可することに決定しました。続いて第2号議案、農地法第5条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局：第2号議案農地法第5条による許可申請について説明します。農地を別の用途に変更する、転用の申請です。町の農業委員会の意見を付けて県に進達し、県知事の許可となります。転用に加え、所有権移転や、使用貸借権の設定など、権利の移動もある案件が5件申請です。今回は2件あります。2件とも以前農業振興地域からの除外申請があった分で、今月15日に除外手続きが終了したものです。1件

目について説明します。

【申請内容の説明】

会長:前回の総会で地元への説明ができていないことを理由として審議を延長しました。事務局から報告があつたように先週から今週にかけて各地区で会があつたようです。農業委員も出席したと聞いておりますので、会の様子を報告してください。秦泉寺委員よりお願ひします。

秦泉寺委員:地区会のなかで事業の説明がありました。個人的な感想になりますが、比較的溜井では騒音であつたり、臭気に対する不安があるような意見が多かったように思います。好意的に受け入れられているという感じでは正直ありませんでした。事業所からの説明に関してはおおむね、皆さん理解しているように思います。地区の意向として賛成、反対の取りまとめをしたわけではありませんので、現状説明を聞いて皆さんのが思うところがあると思いますが、一応には納得をしているというとこ決を採ったものでもありますので現状説明を聞いて、それぞれ思うところがあるという感じでした。

会長:秦泉寺委員に質問はありませんか。

会長:次に細川委員より報告をお願いします。

細川委員:私の地域でも26日に事業者が来て説明がありました。会の中ではこれといった反対はありませんでしたが竹林の補助金の話が出たことをきっかけに、伊勢川にも放置された広い竹林が多くありますので個人個人で切ってもっていくのは難しいので、作業班をつくってもらって竹林の活用をしていただけたらというような意見がありました。木材も高騰しており竹林を伐採して持って行っても思ったほどの収入にはならないというようなことで意見をだしにくかったようにも思います。その他の件については説明していただいたというところです。

会長:細川委員に質問はありませんか。

仁井田委員:前々回の総会で事業者より説明を受けた中で、このような設備が国内にほかにあるか聞いたときに無い、これは日本で初めての設備だと回答がありました。各地区の説明会の記録の中に、同じ質問をした方がいたようで、その解答に千葉と大阪に設備があると回答があったようです。矛盾するようですがどうでしょうか。

会長:本日は転用事業者に来ていただいています。質問があるようでしたら入室を許可しますが、いかがですか。どうしましょうか。

事務局:今までの事業所との質疑の中では炭焼き工場としてはほかにあります、できた炭をバイオマス発電につかう、循環させて発電する仕組みをもつたものはない、という回答がありました。

細川委員:千葉などにそういう施設があって、それをもとにお話をしてくれると自分は理解しています。

会長:どうしましょうか。再度説明を聞きたい方の挙手をお願いします。

会長:3人ですか。そうすると事業者より再度の説明は必要ないということになりますがかまいませんか。

会長:入室を許可しないでよろしいでしょうか。

他委員:はい。

会長:では転用事業者の入室を許可しません。

会長:ほかに質問はありますか。

藤尾委員:前回の総会で各地区への説明がなされていないことで、採決を見送ったわけですが、各地区への説明会が開催された際の反対だったらどうするのということも意見として出したわけですが、一地区では賛成も反対も決をとってはいないということでした。もう一地区は反対はいなかったということでした。その結果、どうするのっていうことですけど、そこを再度保留するのかということを聞きたいです。

事務局:申請書の受付から40日以内に県に進達することとなっていますので、今回は許可相当、不許可相当、どちらかの結論を出す必要があります。条件を付けることもできます。条件を付けるのであれば、その内容についても協議をしていただきます。

藤尾委員:4回の総会で時間をかけて検討しましたが、地区の賛成反対を待ちましょうという話ではなかったですか。

事務局:前回は地域の説明会の開催を待ちましょうということで採決を見送りました。賛成反対をまってという

話はしておりません。地域への説明会の開催がされていないので、開催をまってからにしましょうということであったと記憶しています。総会は農業委員さんがあつまって議論をする場ですので、農業委員さんの間で協議をしていただいて、結論を出していただきます。

藤尾委員：私は前回総会でも発言したとおり法規に合わせて肅々と進めるべきだと思います。

澤田委員：前回の話の中で私が言いたかったのは、地元の説明会をやる前に農業委員会で採決をしてしまうと、説明会の中で、農業委員会は許可していますよ、と転用事業者が発言してしまうと、何をいうてもいかんね、というような会になつては意味がないと思ったからです。そのために、採決を延ばしたほうがいいのではないかということを見ました。そういう思いでした。

仁井田委員：条件付きの許可ということがありましたが、その条件というのは農地法にかかる条件ということですか。

事務局：その通りです。農業委員会は農地法にのっとって審査をしますので、工場建設に反対をするのであれば、住民反対運動をしていただくしかありません。はっきり言ってしまうと、農地法に基づいて許可に該当する事業計画であれば、農業委員会には止める術がないのです。また前回総会でも委員さんが心配していた、騒音や、地すべり、大気汚染などの問題についても、農地法では他法令などにおいて許認可や届け出が必要なものについてはそれぞれの担当機関の協議内容や許認可の見込みの確認をしたうえで許可をだすことになりますが、計画とおりに事業を始めた以降、苦情などが出てくると、それはもうそれを管理する法律にのっとってそれぞれの担当機関で対応していくことになります。

会長：いろんな意見が出ましたが、他に意見はありませんか。

会長：私の意見ですが、前の総会での当該地区の委員さんの発言からもそう強い反対があるようにも思いました。いつまでもおいておくわけにはいきませんので、採決に移りたいと思います。

会長：では採決を行います。本件の農地法5条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：全員挙手により本件は農業委員会としては許可相当であり、県農業委員会ネットワーク機構の審査の結果とともに県に進達します。つづいて2件目について事務局の説明を求めます。

事務局：2件目について説明します。

【申請内容の説明】

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法5条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：挙手多数により本件は農業委員会としては資金が確認できれば、許可相当であるという意見書とともに県に進達します。つづいて第3号議案非農地証明について、事務局の説明を求めます。

事務局：事務局：第3号議案、非農地証明について説明します。非農地証明は、耕作不適や不便などやむを得ない事情により 10 年以上の間耕作が放棄された土地、転用された土地は転用事実行為から20年以上経過していること、災害により農地へ復旧が困難であることが証明できる基準となっています。今回は2件の申請がありました。

1件目について説明します。

（申請内容説明）

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長：挙手多数により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて 2 件目について、事務局の説明を求めます。

事務局：2件目について説明します。

（申請内容説明）

会長:西村美佐江委員より補足説明はありませんか。

西村委員:補足説明は、ありません。

会長:本件について質疑ありませんか。

他委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。本件について非農地として証明することに賛成の方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は非農地として証明することに決定しました。続いて第4議案、農業振興地域整備計画変更にかかる農用地位区域変更協議について事務局の説明を求めます。

事務局:第4号議案、農業振興地整備計画変更にかかる農用地区域変更協議について説明します。農業振興地域整備計画は町の農業振興施策の方針や農業振興地域の農用地区域内農地、いわゆる農振農用地を指定している計画です。土佐町の農業振興地域は大規模な山林部分を除いた農地がある所は大半が農業振興地域で、その中で1筆ずつ農振農用地を指定しています。農振農用地は農地として守るために位置づけのため、指定したまでは転用や非農地証明ができないため、転用申請をするまえには農振農用地の除外から進めなければなりません。今回は個別の除外申請3件の除外を行いたいため、町長より農業委員会に適当であるか協議されています。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。1件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。2件目について事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。2件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。3件目について事務局の説明を求めます。

事務局:(申請内容説明)

会長:この件について他に質問はありませんか。

委員:なし。

会長:ないようですので、採決を行います。3件目の除外について異議の無い方の挙手を求めます。

会長:全員挙手により、本件は異議なしと回答することに決定しました。以上で議案審議を終わります。その他について、事務局よりお願いします。

事務局: 総会終了後、現地確認に行く伊勢川山の営農型太陽光発電について事業の説明をします。

資料一枚目をご覧ください。土佐町役場から東南東に直線で約12キロ離れた、標高1000m付近の山頂に位置する土佐町田井字桟木5161番24他3筆で地目は保安林、面積は86,337m²。総面積86,337m²の内、現況が畑となっている31,000m²に営農型太陽光発電施設を設置しています。土佐町と本山町の町境で、4筆で86,337m²の内、もともと保安林であった山頂付近を保安林の部分解除を行い、30年以上前に政策金融公庫からの資金を受けて、採草地を造成しており、土佐町の定める農用地区域内農地です。支柱3,202本とフェンス部分等の底地(そごち)87.1m²を農地法5条により一時転用し、使用貸借権を設定しています。そして農地法第3条により、区分地上権を20391.93m²に設定しています。一時転用にかかる権利ですので、どちらも最長3年ごとに許可が必要です。資料2枚目、町境の左側が土佐町分、右は本山町分で、本山町の発電事業も同規模です。発電事業はパネルサイズ、1.65メートル×0.992メートルのパネルが8,533枚で1,990キロワットの発電を行い、支柱は2メートル程度の高さがあり、パネル下部で営農するための高さを確保しています。なお、パワーコンディショナ

ー3台は既存の倉庫内に設置済みですので、転用面積に含みません。

この畠以外周辺は山林で農地はありません。

申請地は農用地区域内にあり、原則的に転用は不許可とされていますが、(農地法施行令第11条第1項第1号のイ、ロの規定による)農地等の転用の不許可の例外により、3年間の一時転用により営農型発電施設を設置するものです。平成26年6月に県の許可を受け、施設等は設置済み、平成28年、平成31年、令和2年に許可を受け、現在は令和5年6月までの許可を受けています。

貸人は太陽光パネル下部でカボチャを栽培しています。土佐町分本山町分併せて営農を受託しているのは(株)ファーマーズれいほくです。パネル下部を含み、土佐町分として現況畠部分 20391.93 m²で営農しています。

営農型太陽光発電は農地を永久転用せず、一時転用とすることで農地をして使いながら上部で太陽光発電をする許可を得ます。そのため、継続して農業をすることが求められ、またかぼちゃの収量も厳しく確認されます。具体的には周囲の平均的な収量の8割の収量が求められ、毎年県に報告をしないといけません。

資料4枚目に収量結果をまとめています。本事業ではこの条件は満たしておりませんが、もともとが肥沃な農地ではなかったことや、近年の安定しない気候など、当初の計画より厳しいことがわかつて来たなか、農業委員会の意見を反映し、土づくりを進めていること、また実際土の状態が良くなってきたと認められることなどを認め、許可相当であると判断をして申請のたびに許可相当であると県に意見書を提出してきています。そのため、毎年2回程度は皆さんで現地確認をしています。今回も栽培助言などをお願いします。この件について、農業委員化の議案となるのは、来年の3月ごろの予定です。

会長:この件について、この場で聞いておきたい質問はありませんか。現地で聞いてもらってもいいかと思います。

事務局:この後伊勢川山に上がりますが、事務局で車を用意します。行かずに帰る方、自分で現地まで行く方は手を挙げてください。10時10分に出発しますので、役場本庁玄関前に集合してください。

会長:ないようでしたら、事務連絡を事務局よりお願いします。

事務局:8月9日火曜日、13:30から2時間程度、農業者年金加入推進特別研修会が高知城ホールで開催されます。土佐町はオンラインで参加する予定です。会場は本庁2階会議室の予定です。出席していただける方は挙手をお願いします。特に新任委員さんには出席いただきたいです。ないようですので、会長は出席をおねがいします。

次の農業委員会についてお知らせします。次回は8月26日、金曜日、9時から開催します。開催の際には開催通知を郵送します。開催の無い場合は通知がありませんので、ご注意ください。以上です。

会長:他にご意見ありませんか。私も家庭菜園で万次郎カボチャを栽培しています。今、30個ぐらいの実がついています。ほったらかしだすが、そのぐらいには成長しています。それでは以上で第5回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長 式 地 敦一

議事録署名委員

西 村 尚

議事録署名委員

森 四 川 益 次